

改正 平成4年4月1日

平成19年7月1日

総則

1 目的

本市の管理する道路に接続する出入口施設の設置に関して、必要な取扱基準を定め、歩行者及び車両の交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

2 適用範囲

私道の取付け、家屋への出入口、自動車等の乗り入れ施設等本市の管理する道路に接続する出入口施設すべてに適用する。

3 運営上の注意

本基準の運用にあたっては、歩行者の安全について最大限に配慮するとともに車両運行に与える影響も大きいので、所轄警察署とも充分連絡をとらなければならない。

本基準により設置された出入口施設は、その需要者による維持管理を義務付けるものとする。

細則

1 歩道

出入口施設を歩道に設ける場合は下記の基準による。

(1) 歩道に設ける出入口施設は原則として切り下げとし、最高幅員を4.2mとする（全面道路幅員が狭い歩道については5.4mまで認める）。ただし、大型自動車、営業車及びこれに準ずる車両の出入口施設は7.2mまでとする。

ただし、特殊車両等の出入口で7.2m以上必要な場合は特殊車両の通行許可書及び軌跡図を添付し、必要最小限の延長まで認めることが出来る。

(2) 同一収容施設等に出入口施設を設置できる数は原則として2箇所までとし、その施設間の距離は6.0m以上とすること。

(3) 出入口施設を接近して設置する場合の施設間の距離は3.0m以上とする。ただしやむを得ず3.0m以上の距離がとれない場合には全体を切り下げ、障害物（ガードレール等）を設置しなければならない。

(4) 異なる2箇所の収容施設が同一出入口施設を共同して使用する場合、同時施工の時に限り普通車用は7.2mまで、大型車等は原則として10.0mまでとする。

同時施工の時以外の場合は、別途補強コンクリート等を用いて指示する場合がある。

(5) 出入口施設の両端には、原則として1.0m以上のガードレール等を設置する。

ガソリンスタンド等については、出入口を除き、車止め等を設置する。（一般例）

(6) 角切、横断歩道等、道路交通法第44条に定めのある駐停車を禁止する場所における出入口施設の設置は原則として認めない。ただし、警察署の承認を得たものについてはこの限りでない。

ア 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、坂の頂上付近、勾配の急な坂またはトンネル

イ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5.0m以内の部分

ウ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5.0m以内の部分

エ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10.0m以内の部分

オ 乗合自動車の停留場を表示する表示柱又は表示板が設けられている位置から10.0m以内の部分

カ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10.0m以内の部分

(7) 切り下げ部分の構造については下記のとおりとし、街渠柵、集水柵等の部分には、原則として切り下げを認めない。又、斜め乗り入れのきりさげは原則として認めない。ただし、移設困難な支障物件がある場合にはこの限りではない。

ア 歩車道境界部の車道側における段差は、歩行者および自転車の安全な通行等を考慮して5cm以下とする。

イ 出入口施設の設置に伴う段差すりつけのための横断勾配は、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合を除き、15%以下を標準とする。ただし、特殊縁石を用いる場合に

は10%以下とする。

※ ここでいう特殊縁石とは、「歩道の切り下げ量を少なくすることができる形状を持つ縁石」をいう。

ウ 植樹帯等（路上施設帯）を設置する場合には、当該植樹帯の復員内で上記の勾配によるすり付けを行い、歩道の有効復員内での連続的な平坦性を確保する。

エ 植樹帯等のない場合、又は植樹帯等があっても上記の構造が取れない場合には、個別に協議するものとする。

切り下げ部分はコンクリートまたはアスファルトで行う。コンクリートで行う場合切り下げ巾が5.4m未満の場合は、コンクリート（214B）厚さ15cm、粒度調整砕石（M-40）厚15cmとし、切り下げ巾が5.4m以上の場合は、それぞれ厚さ20cmとする。アスファルトで行う場合は、細粒アスコン5cm、粗粒アスコン10cm、粒度調整砕石35cmとする。

インターロッキング舗装については別途道路管理者の指示によること。

(8) 建築基準法による位置指定道路並びに私有道路の接続についても原則として、歩道の切り下げによる出入口施設を設置する。ただし、公共性、公益性の高い私有道路で下記の要件を満足するものについては歩道の切り開きによることが出来る。

ア 起点、終点とも市の管理道路に接続した道路であること。

イ 幅員が4m以上あり、舗装してあること。

ウ 延長が20m以上あること。

## 2 L型側溝

出入口施設をL型側溝の部分に設ける場合は、下記の基準による。

(1) L型側溝部分に設ける出入口施設は、原則として切り下げ用側溝を用い、削り取り等は認めない。

幅員、その他の構造については、前項「歩道」の項に準ずる。

(2) 構造については、下記のとおりとする。

普通車の場合

大型車の場合

## 3 U型側溝

出入口施設をU型側溝部分に設ける場合は、下記の基準による。

(1) U型側溝部分に設ける出入口施設は構造の変更を行い、U型側溝を損傷しないようにしなければならない。

いずれかを選択する判断は道路管理者の指導による。

ア LU型側溝にする場合

LU型側溝に構造を変更する場合は、側溝を補強し、前項のL型側溝の基準に準ずる。（一般例）

イ グレーチングを用いる場合

U型側溝にグレーチングを用いて構造を変更しようとする時は、下記のいずれかによる。

※既設U型側溝と段差が生じる時は敷打する。

(a) 側溝を取替える。（一般例）

(b) 側溝を補強する。（一般例）

ウ 鉄筋コンクリート組合せ暗渠ブロックを用いる場合

鉄筋コンクリート組合せ暗渠ブロックを用いて構造を変更しようとする時は、下記のとおりとする。

ただし、この場合に、出入口中心部等に排水用のグレーチングを設置しなければならない。

## 4 法敷

公図上の法敷に出入口施設を設ける場合には、次の基準による。

(1) 盛土或いは削り取りによって敷地を造成する場合は、原則として歩道構造とする。

(2) 通路機能としての幅員は2mより4mまでとする。

(3) (2)号の幅員を越えるものについては、道路占用として取扱う。

(4) 盛土した場合の側壁、或いは削り取りによる切断壁は強固な構造物で防護しなければならない。

(5) 道路境界は、境界石を埋設して明確にしなければならない。